

## 鎌倉市教育委員会 平成29年7月臨時会会議録

- 日時 平成29年7月1日(土)  
8時30分開会、8時45分閉会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 齋藤委員長、下平委員、朝比奈委員、安良岡教育長
- 傍聴者 0人

### ○本日審議を行った案件

日程1 議案第19号  
鎌倉市教育委員会委員長の選任について

日程2 議案第20号  
鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

委員長の任期が6月30日をもって満了となっているため、委員長選任までの間、教育長に進行をお願いします。

### 安良岡教育長

それでは、委員長選任までの間、進行を務めさせていただきます。

定足数に達したので、委員会は成立した。これより、7月臨時会を開会する。山田委員から本日の会議を欠席する旨の届出があったので、報告する。本日の会議録署名委員を、下平委員をお願いします。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

## 1 議案第19号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

### 安良岡教育長

日程1 議案第19号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。議案の説明を、をお願いします。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第19号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」説明する。議案集1ページをお開きいただきたい。

齋藤委員長の任期が、6月30日をもって満了となったことに伴い、後任の委員長の選任をお願いしますものである。

なお、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、いわゆる「新教育長」が設置されることとなったが、本市においては法律の附則第2条「平成27年4月1日に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限りなお従前の例による。」という経過措置を適用しているため、改正前の規定がなお効力を有することから、現教育長の在職している間は、教育委員長の選任が必要となる。

同じく、法律の附則第2条第2項において、現教育長の在職している間は改正前の法律第12条がなおその効力を有するとされ、委員長の任期は1年、また委員長は再選されることができるとされている。

現教育長の任期が平成29年7月31日までとなっていることから、新委員長の任期は、平成29年7月1日から平成29年7月31日までの1か月となる。

### **安良岡教育長**

それでは、これより委員長の選任を行う。まず、選任の方法についてお諮りする。

これまで、委員長の選任は指名推薦で行っていたが、今回も指名推薦とすることによろしいか。

(異議なし)

### **安良岡教育長**

それでは、指名推薦で行うこととする。どなたか推薦をお願いする。

### **下平委員**

引き続き、齋藤委員をお願いしたい。

### **朝比奈委員**

異議なし。

### **安良岡教育長**

ただいま、下平委員、朝比奈委員から、齋藤委員を推薦するご意見があった。改正前、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項で「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているので、齋藤委員は、議事に参与できないが、ただし書きの規定により、齋藤委員にはこのまま会議に出席していただくことによろしいか。

(異議なし)

### **安良岡教育長**

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった齋藤委員に委員長をお願いすることに、ご異議ないか。

(異議なし)

#### **安良岡教育長**

異議なしと認め、齋藤委員を鎌倉市教育委員会委員長に選任することと決定した。よろしく願います。

それでは、以後の進行を齋藤委員長に願います。

#### **齋藤委員長**

それでは、進行を引き継ぎ、議事を進める。

## **2 議案第20号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について**

#### **齋藤委員長**

日程の2 議案第20号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とする。議案の説明について、願います。

#### **教育部次長兼教育総務課担当課長**

議案第20号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明する。議案集2ページをお開きいただきたい。

委員長職務代理者は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。

この度、下平委員長職務代理者の任期が、平成29年6月30日をもって満了となったことに伴い、後任の委員長職務代理者の選任を願いますのものである。

委員長職務代理者の任期は、委員長同様、平成29年7月1日から現教育長の在職期間である平成29年7月31日までとなる。

#### **齋藤委員長**

それでは、これより職務代理者の指定を行う。まず、指定の方法についてお謀りする。

これまで、職務代理者の指定については指名推薦で行ってきた。今回も指名推薦とすることによろしいか。

(異議なし)

#### **齋藤委員長**

それでは、指名推薦で行うこととする。どなたか推薦を願います。

#### **安良岡教育長**

下平委員に願いたいと思う。

## 朝比奈委員

私も、下平委員にお願いしたい。

## 齋藤委員長

ただいまお名前のあがった下平委員は、先ほど申し上げたように議事に参与できないが、ただし書きの規定により、下平委員にはこのまま会議に出席していただくことでよろしいか。

(異議なし)

## 齋藤委員長

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった下平委員を委員長職務代理者に指定することに、ご異議ないか。

(異議なし)

## 齋藤委員長

異議なしと認め、下平委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することに決定した。

そのほか委員の皆さまから、何かあるか。

## 下平委員

確認をさせてほしい。委員長及び職務代理者の任期が、教育長の任期に伴い7月31日までとなっているが、7月末の段階で、新しい教育長制度で動き出すために、教育委員会を開催するのか。

## 教育部次長兼教育総務課担当課長

新教育長制度に関しては、教育委員会の中で手続きは行わないが、教育長の職務代理者の指名を速やかに行う必要がある。

## 下平委員

新制度に移行して教育長が選ぶ職務代理者は、教育委員の中から選任されるということか。今まで委員長だった齋藤委員長が、そのまま職務代理者になることに問題ないか。

## 教育部次長兼教育総務課担当課長

今度は教育長が指名という形で定められており、手続き的には教育長から指名を受けたという決裁を教育委員会内部で取らせていただき、23日に指名したという報告をする予定である。

## 教育部長

文書で指名して、直近の教育委員会で報告するので、教育委員会は招集しなくてもよい。手続きについては、再度確認する。

#### **下平委員**

新体制では、教育長と職務代理者が規定されていれば、そのままの流れで決まってくる。

#### **教育部長**

名実ともに、教育長が教育委員会の代表者になる。

#### **下平委員**

議会の承認を得なくても、このまま教育長就任となることによるのか。

#### **教育部長**

市長が任命する手続きになっていて、8月1日からの任命手続きは終わっており、教育長そのものの職務も決まっている。

#### **齋藤委員長**

私たちも、この体制でしっかりと守っていかなければならないと思う。

#### **朝比奈委員**

それは変わらないということである。

#### **齋藤委員長**

以上で、本日の日程は、全て終了した。これをもって、7月臨時会を閉会する。